

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	中島 真人	(自民)	中村 博彦	(自民)	佐藤 雄平	(民主)
理事	国井 正幸	(自民)	西島 英利	(自民)	谷 博之	(民主)
理事	小池 正勝	(自民)	西銘 順志郎	(自民)	那谷屋 正義	(民主)
理事	武見 敬三	(自民)	野村 哲郎	(自民)	松下 新平	(民主)
理事	直嶋 正行	(民主)	森元 恒雄	(自民)	築瀬 進	(民主)
理事	松井 孝治	(民主)	山内 俊夫	(自民)	和田 ひろ子	(民主)
理事	山下 栄一	(公明)	山本 順三	(自民)	浮島 とも子	(公明)
	荒井 正吾	(自民)	加藤 敏幸	(民主)	西田 実仁	(公明)
	坂本 由紀子	(自民)	神本 美恵子	(民主)	小林 美恵子	(共産)
	田浦 直	(自民)	喜納 昌吉	(民主)	又市 征治	(社民)

(18.1.25 現在)

（1）審議概観

第164回国会において本委員会に付託された案件は、平成十六年度決算外2件及び予備費関係3件であり、平成十六年度決算外2件を是認し、予備費関係3件を承諾した。また、第163回国会閉会後、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行った。

決 算

〔決算の審査〕

決算外2件 平成十六年度決算及び国有財産関係2件は、第164回国会の召集日である平成18年1月20日に提出された。平成十六年度決算については、1月25日の小泉内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、谷垣財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、国有財産関係2件とともに委員会に付託された。

委員会においては、1月25日、谷垣財務大臣から平成十六年度決算外2件の概要説明を、大塚会計検査院長職務代行から平成十六年度決算検査報告及び平成十六年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

また、同日、平成十五年度決算に関する参議院の議決について内閣が講じた措置について、小泉内閣総理大臣から参議院議長に対して文書による報告が行われ、委員会において、谷垣財務大臣からその説明を聴取した。

平成十五年度決算に関する警告に対して内閣の講じた措置を警告と対比して示すと、次のとおりとなる。

内閣に対する警告	警告に対し内閣の講じた措置
(1) 平成15年度決算検査報告において、その指摘内容に在外公館における不適正	(1) 決算検査報告において指摘された不当事項等の再発防止については、財務省及

な出納事務、都道府県労働局における庁費等からの不正支出、会計法令の趣旨に反する少額分割による随意契約等の事例が見られたことは、誠に遺憾である。

政府は、不当事案の根絶はもとより、随意契約を含めた契約の公正性、競争性及び透明性の確保等会計規律の厳正な保持に努めるべきである。

各省各庁等において、従来から、文書による要請のほか、会計検査院との会議をはじめ、各種の会議や研修等を通じて、予算の効率的な執行及び指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行い、関係職員の資質の向上を図っているところである。さらに、再発防止のため、厳重な処分を通じ、執行に携わる職員の責任の明確化、綱紀粛正の徹底を図るとともに、内部牽制等を一層充実させ、より一層の予算の適正、かつ、効率的な執行及び会計事務の適正な処理に努力しているところである。

また、随意契約を含めた契約の公正性、競争性及び透明性の確保等については、平成17年2月に各省各庁に対して、随意契約の公表基準を引き下げるここと、一括再委託を禁止すること、内部監査において随意契約を重点事項とすること等について通知したところである。

今後とも、これらの措置を講ずることにより、指摘事項の再発防止に努めるとともに、契約における透明性の向上等を図りつつ、会計規律の一層の厳格化に努めてまいりの所存である

(2) 特別会計の歳出規模は純計額でも205兆余円と一般会計を大きく上回っており、透明性の欠如、不要不急の事業の実施、多額の不用・剩余金の発生、予算と執行の乖離、政府出資法人等への支出に係る問題等が一部の特別会計において見られることは、看過できない。

政府は、各特別会計の性格に応じ、事務事業等の見直しとともに、一般会計からの繰入れの抑制、不用・剩余が生じている事業の縮減、事業の実態に即した適

(2) 特別会計については、「行政改革の重要方針」において、「今後5年間において合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指す」とこととされており、平成18年度予算において、合計約13.8兆円の剩余金・積立金の活用を図ったほか、事務事業等を徹底して見直すことにより、人件費・事務費の削減約175億円、特殊法人等への財政支出の削減約1,999億円を実現したところである。また、一般会計からの繰入額を約1.4兆円抑制するとともに、予

<p>切な予算計上等、歳出・歳入両面での一層の合理化を行い、透明性の確保に努めるべきである。</p>	<p>算執行実績を予算へ反映するなど、歳入・歳出両面で合理化を図ったところである。</p> <p>なお、透明性の確保に関しては、「行政改革の重要方針」において、「一覧性・総覽性をもった形で国の財務状況を説明し十分な説明責任を果たす」こととされており、特別会計の会計情報の開示内容を統一的に明示するため、法制上の措置も含め所要の対応を進めるなど、積極的な取組を行うこととしている。</p>
<p>(3)「社会保険オンラインシステム」に係るデータ通信サービス契約において、その経費の積算の検証が不十分であったことは、誠に遺憾であり、また多くの府省のレガシー・システム等IT調達において、随意契約等による契約内容の不透明性など多くの問題が生じていること、加えて政府が当該調達にかかる決算内容を把握していないことは、看過できない。</p> <p>政府は、今後システムの見直しを進めていく中で、不透明な契約内容の徹底的な見直し、汎用コンピュータのオープンシステム化、随意契約から競争契約への移行等の改善を図るとともに、当該調達にかかる決算内容の検証・評価を厳正に行うべきである。</p>	<p>(3)いわゆるレガシーシステム等の見直しについては、「電子政府構築計画」に基づき、各府省において、各システムの効率化・合理化を図るため、最適化計画の策定及びその実施に向けた取組を進めているところである。その中で、契約内容の見直し、オープンシステム化、随意契約から競争契約への移行等に向けた改善を鋭意進めており、その一部については既にいくつかのシステムにおいて実施したところである。</p> <p>また、レガシーシステム等の調達については、各府省において、各システムに係る平成16年度決算の内容について検証・評価を実施したところである。その結果を基に、単価や機器構成の見直しを行う等システム経費の効率化を図り、平成18年度予算に反映したところである。</p>
<p>(4)昨年の北海道警察等に引き続き、愛媛県警察において捜査費等の不正流用疑惑が生じていることは、誠に遺憾である。</p> <p>政府は、疑惑の徹底全容解明のため、都道府県警察に対する監査の充実強化を一層図るなど、この種事案の再発防止及び国民の信頼回復に万全を期すべきであ</p>	<p>(4)警察における捜査費等の予算執行の不適正事案の再発防止については、職員に予算執行の手続に関する正確な知識を習得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるなど会計に関する教育を強化したほか、「会計の監査に関する規則」に基づく監査について、実施体制を強化</p>

る。

するとともに、予算執行に直接携わった検査員に対して聞き取りを実施するなど、その充実強化を図っているところである。

今後とも、こうした措置を着実に実施することにより、警察に対する国民の信頼にこたえるよう努めてまいり所存である。

(5)政府開発援助において、コスタリカ援助事業に係る不正事案のように事業を実施するための再委託契約について適正を欠く事態が見られたことは、誠に遺憾である。

政府は、不正事案に対しては厳格に臨むとともに、再委託契約手続の見直し、再委託先に関する情報の報告の徹底など監督体制の強化を図り、政府開発援助の適正な実施に努めるべきである。

(5)ODA事業を実施するための再委託契約につき適正を欠く事態が見られたことについては、外務省、独立行政法人国際協力機構及び国際協力銀行において、当該不正事案に関わった事業者に対して、通算18ヶ月にわたりODA事業の受注から排除するとともに、同機構において、当該企業の受託した過去の類似事業について調査を継続する等、厳格に対応しているところである。

再委託契約手続については、同機構において、外部有識者の参加を得た検討委員会による検討結果を踏まえ、一定額以上の契約時における職員の立会い、再委託先に対する契約内容の確認、会計書類及び成果品の確認徹底、監査法人等の現地外部機関による成果品の抽出検査を行う等、監督体制の強化を図るとともに、新たな再委託契約手続きに関するガイドラインの策定や同機構内における不正情報連絡窓口の設置を行う等、再発防止を図ることとしているところである。

今後とも、このような取組を通じてODA事業の適切な実施に努めてまいり所存である。

(6)厚生労働省の「総合的雇用情報システム」については、随意契約により特定会社にIT業務の大半を発注し、発注元の厚生労働省元幹部等が当該会社に相次

(6)「総合的雇用情報システム」の業務を受注している会社に一部の職員が所要の承認を経ずに再就職した件については、事実関係を調査した上で、本件に関わっ

いで天下っている事実は、看過できない。さらに、一部の職員が所要の承認を経ず当該会社に天下った事実は、誠に遺憾である。

厚生労働省は、随意契約に係るシステム発注者の受注企業への天下り状況を省内すべてについて調査し、速やか、かつ、厳正に対処すべきである。

た職員に対し厳正に処分を行ったところである。

国家公務員の退職後における再就職状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が知り得る立場にないところではあるが、「総合的雇用情報システム」の業務を受注している会社以外の随意契約を締結したシステム関連企業に協力を依頼し、調査を行ったところである。

その結果、「総合的雇用情報システム」の業務を受注している会社以外に「国家公務員法」第103条の規定に反する再就職はなかったところである。

今後とも、営利企業への再就職規制について、職員に対し研修や担当者会議において、制度の周知徹底、意識啓発に努めてまいり所存である

(7)社会保険庁において、特定業者との間で会計法令の趣旨に反する随意契約の締結等が行われ、同業者から多数の職員が接待等を受け、幹部職員が逮捕・起訴されるに至ったこと、また興味本位の年金加入情報の閲覧等業務規律の弛緩とも言える事態が多く見られたこと、さらには公金の還流との批判もある監修料の受取があったことは、極めて遺憾である。

政府は、これらの事案に対し厳正に対処すること等により、綱紀の厳正な保持に努め、あわせて社会保険事業に関する業務については、その組織の在り方をも含め、抜本的に見直すべきである。

(7)社会保険庁の職員が特定業者から接待等を受けた事案については、平成17年1月及び4月に関係者に対して懲戒免職を含む厳正な処分を行ったところであり、また、物品調達等の契約事務に関して、競争性の向上及び透明性の確保を図るために、平成16年8月以降、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするなど、その適正化に取り組んでいるところである。

年金加入記録の業務目的外閲覧に関する事案については、平成16年7月及び平成17年12月に関係者に対して停職を含む厳正な処分を行うとともに、再発防止策として、平成17年1月から年金加入記録へのアクセスに対する監視体制の強化を図るなど、個人情報保護の対策を講じた

ところである。

監修料の受領に関する事案については、平成16年10月の全省調査結果を踏まえ、平成17年12月に関係者に対して懲戒処分を含む処分を行うとともに、同調査結果の中では、監修料の受取を禁止し、あわせて、幹部職員等による給与の自主返納を行うこととするなど、国民の信頼回復のための措置を講じたところである。

さらに、社会保険庁改革については、公的年金制度と政府管掌健康保険制度の運営を分離し、それぞれ新たな組織を設置することとしているが、年金運営新組織については、内部統制の強化、業務の効率化、保険料収納率の向上、国民サービスの向上等を図る観点から、平成20年10月をめどに、外部人材の登用による「年金運営会議」や特別な監査体制といった新しい構造・機能等を備えた国家行政組織法上の「特別の機関」として位置付けることとし、そのための組織改革法案を本通常国会に提出することとしている。

(8)核燃料サイクル政策に関し、旧通商産業省が平成6年に使用済み核燃料を直接処分した場合と再処理した場合との費用比較について試算を行っていたが、国会においてその資料の存在を否定し、事実と異なる答弁が行われたことは、遺憾である。

政府は、このような事実と異なる国会答弁を行ったことを強く反省するとともに、原子力エネルギーの分野においては、政策判断の根本となる重要な資料や情報の十分な開示に努めるべきである。

(8)核燃料サイクル費用の試算結果の開示問題については、平成16年3月の質疑当時、答弁者は使用済燃料を直接処分した場合のコスト試算の存在を認識しておらず、結果として事実と異なる答弁をしたものであるが、その後、徹底的な調査を行った結果、御指摘の平成6年度の試算資料をはじめ、関連する資料の存在を確認したため、これらを直ちに全て公表したところである。

その後、原子力委員会では、平成17年10月に策定した「原子力政策大綱」の検討に当たり、核燃料サイクル政策について、再処理する場合や直接処分する場合

	<p>など4つの基本シナリオを定め、エネルギー安定供給、経済性等の10の視点からできるだけ定量的な評価を行い、その中で、経済産業省が公表した資料等も参考にしつつ、コスト比較についても実施したところである。なお、その検討においては、全て公開の下、徹底的に議論を行うとともに、広く国民からの意見を募る機会も設けたところである。</p> <p>今後とも、原子力という重要な政策課題については、政策判断の根本となる重要な資料や情報を積極的に開示するよう努めるとともに、国民に開かれた形で議論を進めてまいりうる所存である。</p>
(9) 工業再配置促進法に基づく産業再配置促進費補助金の交付実績は、平成5年度以降減少傾向となっており、またその内容においても、工場誘致に直接的な効果が薄い施設整備にも補助が認められ、加えて整備した施設の利用が著しく低い等の事例が見られることは、看過できない。	(9) 産業再配置促進費補助金については、経済情勢の変化に伴い、同補助金の政策的効果が低下してきていることから、平成17年度限りで廃止することとしている。
政府は、移転促進地域からの除外を求める自治体があるなどの経済社会情勢の変化をも踏まえ、同補助金を見直すべきである。	(10) 橋梁談合の問題については、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関する大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、同省内に「入札談合再発防止対策検討委員会」を設置し、鋼橋上部工事の発注に係る入札・契約の実態の調査把握と、これまでに講じてきた不正行為防止策の効果の検証を行った上で、一般競争方式の拡大、ペナルティの強化、受注企業におけるコンプライアンスの徹底等を内容

	<p>とする再発防止対策を取りまとめ、その実施に全力で取り組んでいるところであり、引き続き、公正な競争の確保に努めてまいる所存である。</p>
(11)西日本旅客鉄道株式会社福知山線において、多数の死傷者が発生するJR発足後最悪の列車脱線事故が起きたことは、極めて遺憾である。 政府は、事故の原因究明に努めるとともに、これまでの政府における鉄道安全対策の在り方等が十分なものであったかを検証し、また西日本旅客鉄道株式会社に対して、全社的な安全意識の徹底、事故防止のための機器の整備等の安全確保の徹底を求め、再び重大な事故が引き起こされることはないと万全を期すべきである。	<p>(11)西日本旅客鉄道株式会社福知山線における脱線事故の原因究明については、現在、「航空・鉄道事故調査委員会」において調査中であるが、安全対策の在り方については、既に急曲線における速度超過防止用ATS等の整備を指示したところである。さらに、これまでの技術基準を見直すため、有識者による「技術基準検討委員会」を設置し、速度制限装置や運転状況記録装置の設置を義務付けるなど、平成17年11月に中間的な取りまとめを行い、現在これに基づき省令等の改正作業を行っているところである。 また、鉄道事業者内部の安全管理体制の確立等を内容とする法令改正を検討しているほか、有識者による「運転士の資質向上検討委員会」を設置し、より一層の運転士の資質向上等の検討に取り組んでいるところである。 あわせて、補助制度についても、西日本旅客鉄道株式会社福知山線における脱線事故を踏まえ、経営基盤の脆弱な鉄道事業者が行う速度超過防止用ATSの緊急整備等脱線防止対策に資する施設の整備について「鉄道軌道近代化設備整備費補助」制度を拡充し、重点的かつ効果的な支援措置を講じることとしている。 なお、西日本旅客鉄道株式会社に対して、再発防止のための抜本的な措置を講じさせるために、「安全性向上計画」を提出させたところであり、これまでの本社や支社に対する監査等を通じて、本計画</p>

の取組状況等の確認を行い、平成17年11月15日には、本計画の着実な実施について勧告を行ったところであり、引き続き監査を行い、必要な指導を行うこととしている。

今後とも、これらの施策を通じて鉄道輸送の安全確保に万全を期すよう取り組んでまいる所存である。

(12) 日本航空グループにおいて人的要因により安全上問題のある事案が多発し、他方、航空管制業務において重大な事故につながりかねない事態が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、航空各社に対して、社員の安全意識の徹底や経営と現場が一体となつた安全確保のための取組を強く求めるなど、今後重大な事故が引き起こされることはないと想定する。また、航空管制業務については、その業務手法を徹底的に見直すべきである。

(12) 日本航空グループについては、事業改善命令等に対する改善措置として回答のあった「安全を最優先とした風通しの良い職場風土の醸成」など、社員の安全意識の徹底や経営と現場が一体となつた安全確保のための取組を徹底させるため、継続的に立入検査を実施し、その実施状況を厳しく監視するとともに、他の航空会社も含め抜き打ち立入検査を導入し、監視・監督の強化を図ったところである。これに加え、航空会社に対する新たな監視・監督の在り方について検討を行っているところである。

また、航空会社に自主的な安全意識の向上をさせるため、業界団体に対して、各社の経営トップレベルで構成する特別な委員会の設置をさせたところである。

航空管制業務については、羽田空港における管制ミスによる閉鎖滑走路着陸事案を踏まえ、管制業務における人為的ミスを防止するため、航空情報の伝達の際に複数のチェックを行う等の業務手法の見直しを行うとともに、滑走路運用制限等、管制業務に必要な情報の表示システムを整備することとしている。また、その後の航空管制上の不具合事案の発生を受けて、更に必要な見直しを行うため全国の管制機関に対して一斉業務監査を実

施したところである。

今後とも、航空輸送の安全対策を強化し、安全確保に努めてまいる所存である。

3月3日の委員会において小泉内閣総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った後、省庁別審査計6回、財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による締めくくり総括的質疑を経て、6月7日、小泉内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。このほか、特別会計の現状と課題及び特殊法人、独立行政法人の現状と課題について2回の参考人質疑を行った。

今国会行われた質疑の主な項目は、①公共調達における随意契約の在り方、②特別会計の剰余金・積立金の規模、③防衛施設庁における官製談合事件、④スポーツ振興くじに係る累積債務の問題、⑤社会保険庁における年金不正免除問題、⑥国家公務員退職者の再就職の在り方、などである。

締めくくり総括質疑を終局した後、委員長より平成16年度決算審査措置要求決議案及び平成十六年度決算の議決案が示された。議決案の内容は、「1. 平成十六年度決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。(以下11項目<略>)」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成十六年度決算外2件について是認することに反対、措置要求決議案及び内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党及び公明党より、平成十六年度決算外2件について是認することに賛成するとともに、措置要求決議案及び内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。続いて、日本共産党より、平成十六年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書について是認することに賛成、措置要求決議案及び内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。最後に、社会民主党・護憲連合より、平成十六年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書について是認することに賛成、措置要求決議案及び内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、まず、平成16年度決算審査措置要求決議について全会一致をもって議決した。措置要求決議の議決は15年度に次いで2回目で、その内容は、①公務員の早期勧奨退職慣行の見直し等、公務員制度改革、②独立行政法人の業務運営等の見直し、③「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の見直しの必要性、④少子化対策及び男女共同参画推進に關し一元的に決算状況を把握する必要性、⑤地方自治体、独立行政法人におけるITシステムの見直し、⑥IT調達に係る契約の在り方、⑦資金の使途に疑惑が持たれる事件に係るODA案件の調査、⑧特別会計積立

金の一層の活用方策の検討、⑨分かりやすい政府会計への取組、⑩年金福祉施設等の整理合理化、⑪会計検査院の独立性の確保及び随意契約の見直し、である。

次に、平成十六年度決算外2件についていずれも多数をもって是認すべきものと議決し、内閣に対し警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対する警告は、①公共調達の随意契約割合のは正、②独立行政法人における随意契約及び天下りのは正等事業の見直し、③特別会計の見直し、④公益法人等の資金の見直し及び事業の再点検、⑤防衛施設庁を始めとする官製談合の排除と公益法人への天下りのは正、⑥郵便及び小包の不適正取扱い、⑦NHKの不祥事、関連団体が保有する多額の余剰金の見直し、⑧出張に係る旅費の過大支給の再発防止、⑨スポーツ振興くじの累積債務の解消、⑩社会保険庁における年金保険料の不正免除の問題、⑪都道府県労働局における不適正経理、である。

また、平成十六年度決算審査の結果として必要と認められた事項について、国会法第105条に基づく会計検査院への検査要請を行うことを決定した。検査を要請する事項は、①各府省等が締結している随意契約の状況、②政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等、③NHKの不祥事、関連団体の多額の余剰金、の3項目である

予備費関係 予備費案件については、平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外2件は第162回国会の平成17年3月18日に、平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件は同国会の同年5月20日に提出されたが、衆議院解散（第162回国会：同年8月8日）のため、いずれも審査未了となった。その後、それぞれの予備費案件を一本化した**平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外2件**が第163回国会の同年9月27日に提出され、衆議院において継続審査となっていた。

予備費関係3件は、平成18年4月28日に衆議院から送付され、5月26日、委員会に付託された。

委員会においては、5月29日、これら3件を一括して議題とし、谷垣財務大臣から説明を聴取した後、平成十六年度決算外2件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党より、平成十六年度一般会計予備費及び平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額について反対、平成十六年度特別会計予備費について賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、予備費関係3件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査等〕

第163回国会閉会後の平成17年11月17日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、平成十六年度決算検査報告に関する件、並びに第162回国会に行っ

た国会法第105条に基づく9項目の検査要請のうち報告があった、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成されている資金等に関する会計検査の結果報告に関する件及び先行して設立された独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果報告に関する件を議題とし、平成十六年度決算検査報告に関する件のうち平成十六年度決算について谷垣財務大臣から、平成十六年度決算検査報告に関する件のうち平成十六年度決算検査報告及び会計検査の結果報告に関する2件について森下会計検査院長から説明を聴いた後、これら3件について一括して質疑を行った。

12月19日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、海外派遣議員から報告を聴いた後、質疑を行った。

また、同日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する実情調査のため、ハローク飯田橋及び防衛庁を視察した。

(2) 委員会経過

○平成17年11月17日（木）（第163回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成16年度決算検査報告に関する件について谷垣財務大臣及び森下会計検査院長から説明を聴き、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成されている資金に関する会計検査の結果報告に関する件及び先行して設立された独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果報告に関する件について森下会計検査院長から説明を聴いた後、平成16年度決算検査報告に関する件、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成されている資金に関する会計検査の結果報告に関する件及び先行して設立された独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果報告に関する件について谷垣財務大臣、中馬国務大臣、山崎総務副大臣、櫻田内閣府副大臣、江崎国土交通副大臣、中野厚生労働副大臣、三浦農林水産副大臣、森下会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、尾立源幸君（民主）、藤末健三君（民主）、西田実仁君（公明）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年12月19日（月）（第163回国会閉会後第2回）

- 参議院政府開発援助調査に関する件について海外派遣議員から報告を聴いた後、海外派遣議員に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本順三君（自民）、松井孝治君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年1月25日(水)(第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書
平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 以上3件について谷垣財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について大塚検査官から説明を聴いた。
- 平成十五年度決算についての警告に対する政府の措置について谷垣財務大臣から説明を聴いた後、平成15年度決算審査措置要求決議に対する政府及び会計検査院の措置について谷垣財務大臣及び大塚検査官から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成十六年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めるなどを決定した。

○平成18年2月15日(水)(第2回)

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成十六年度決算外2件(特別会計の現状と課題)について参考人中央大学法学部教授富田俊基君及び新潟大学経済学部・大学院経済学研究科助教授桜内文城君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君(自民)、直嶋正行君(民主)、西田実仁君(公明)、小林美恵子君(共産)、又市征治君(社民)、荒井正吾君(自民)、藤末健三君(民主)、尾立源幸君(民主)

また、平成十六年度決算外2件について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成18年2月22日(水)(第3回)

- 平成十六年度決算外2件(特殊法人、独立行政法人の現状と課題)について参考人同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授山谷清志君及びジャーナリスト・東北公益文科大学大学院教授北沢栄君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君(自民)、藤末健三君(民主)、高野博師君(公明)、小林美恵子君(共産)、又市征治君(社民)、直嶋正行君(民主)、松井孝治君(民主)

○平成18年3月3日(金)(第4回) — 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成十六年度決算外2件について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、中馬国務大臣、

松田内閣府特命担当大臣、川崎厚生労働大臣、安倍内閣官房長官、麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、小池国務大臣、小坂文部科学大臣、北側国土交通大臣、竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 国井正幸君（自民）、※武見敬三君（自民）、※西銘順志郎君（自民）、直嶋正行君（民主）、※佐藤雄平君（民主）、※尾立源幸君（民主）、高野博師君（公明）、小池晃君（共産）、又市征治君（社民） ※関連質疑

○平成18年4月5日（水）（第5回）—省庁別審査—

○平成十六年度決算外2件中、外務省及び防衛庁関係について額賀防衛庁長官、麻生外務大臣、金田外務副大臣、木村防衛庁副長官、河本文部科学副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 松井孝治君（民主）、谷博之君（民主）、藤末健三君（民主）、仁比聰平君（共産）、大田昌秀君（社民）、荒井正吾君（自民）、西銘順志郎君（自民）、高野博師君（公明）

○平成18年4月10日（月）（第6回）—省庁別審査—

○平成十六年度決算外2件中、文部科学省及び厚生労働省関係について川崎厚生労働大臣、小坂文部科学大臣、猪口内閣府特命担当大臣、赤松厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人雇用・能力開発機構理事長岡田明久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 西島英利君（自民）、田浦直君（自民）、西田実仁君（公明）、神本美恵子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、家西悟君（民主）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年4月17日（月）（第7回）—省庁別審査—

○平成十六年度決算外2件中、国会、会計検査院、財務省、金融庁、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係について谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、川村参議院事務総長、駒崎衆議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、竹本財務副大臣、野上財務大臣政務官、大塚会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人国民生活金融公庫総裁薄井信明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 坂本由紀子君（自民）、小池正勝君（自民）、直嶋正行君（民主）、尾立源幸君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年4月24日（月）（第8回）—省庁別審査—

○平成十六年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、総務省、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係について竹中総務大臣、安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、松田国務大臣、野上財務大臣政務官、山谷内閣府大臣政務官、後藤田内閣府大臣政務官、谷人事院総裁、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会长橋本元一君及び同協会理事中川潤一君に対し質疑を行った。

[質疑者] 山本順三君（自民）、森元恒雄君（自民）、那谷屋正義君（民主）、藤末健三君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年5月10日（水）（第9回）— 省庁別審査 —

- 平成十六年度決算外2件中、法務省、国土交通省、警察庁、裁判所及び住宅金融公庫関係について杉浦法務大臣、北側国土交通大臣、沓掛国家公安委員会委員長、松村国土交通副大臣、野上財務大臣政務官、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 中村博彦君（自民）、森元恒雄君（自民）、佐藤雄平君（民主）、前川清成君（民主）、高野博師君（公明）、仁比聰平君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年5月15日（月）（第10回）— 省庁別審査 —

- 平成十六年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省、環境省、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門関係について中川農林水産大臣、二階経済産業大臣、小池環境大臣、小林経済産業大臣政務官、後藤田内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 野村哲郎君（自民）、山内俊夫君（自民）、和田ひろ子君（民主）、加藤敏幸君（民主）、谷博之君（民主）、藤末健三君（民主）、山下栄一君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年5月29日（月）（第11回）— 締めくくり総括的質疑 —

- 平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第163回国会提出）（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第163回国会提出）（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第163回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について谷垣財務大臣から説明を聴いた。

- 平成十六年度決算外2件及び予備費関係3件について麻生外務大臣、小坂文部科学大臣、沓掛国家公安委員会委員長、安倍内閣官房長官、額賀防衛庁長官、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、松田国務大臣、小池環境大臣、北側国土交通大臣、川崎厚生労働大臣、二階経済産業大臣、駒崎衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、赤松厚生労働副大臣、山崎総務副大臣、金田外務副大臣、松村国土交通副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本郵政公社副総裁高橋俊裕君に対し質疑を行い、
平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第163回国会提出）（衆議院送付）

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第163回国会提出）（衆議院送付）

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第163回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕 坂本由紀子君（自民）、山本順三君（自民）、松井孝治君（民主）、津田弥太郎君（民主）、藤末健三君（民主）、高野博師君（公明）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

(平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

(平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

(平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成18年6月7日（水）（第12回）—締めくくり総括質疑—

○平成十六年度決算外2件について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、川崎厚生労働大臣、竹中総務大臣、小坂文部科学大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、二階経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

平成16年度決算審査措置要求決議を行い、平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書を議決し、

平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

谷垣財務大臣、安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、猪口内閣府特命担当大臣、竹中総務大臣、麻生外務大臣、小坂文部科学大臣、川崎厚生労働大臣及び大塚会計検査院長から発言があった。

〔質疑者〕 中島眞人君（委員長質疑）、武見敬三君（自民）、※森元恒雄君（自民）、神本美恵子君（民主）、※加藤敏幸君（民主）、白浜一良君（公明）、井上哲士君（共産）、又市征治君（社民）
※関連質疑

(平成16年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

(平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十

六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

(内閣に対する警告)

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

(平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

(平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求ることを決定した。

○平成18年6月15日(木)(第13回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 決算・予備費の概要

平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書

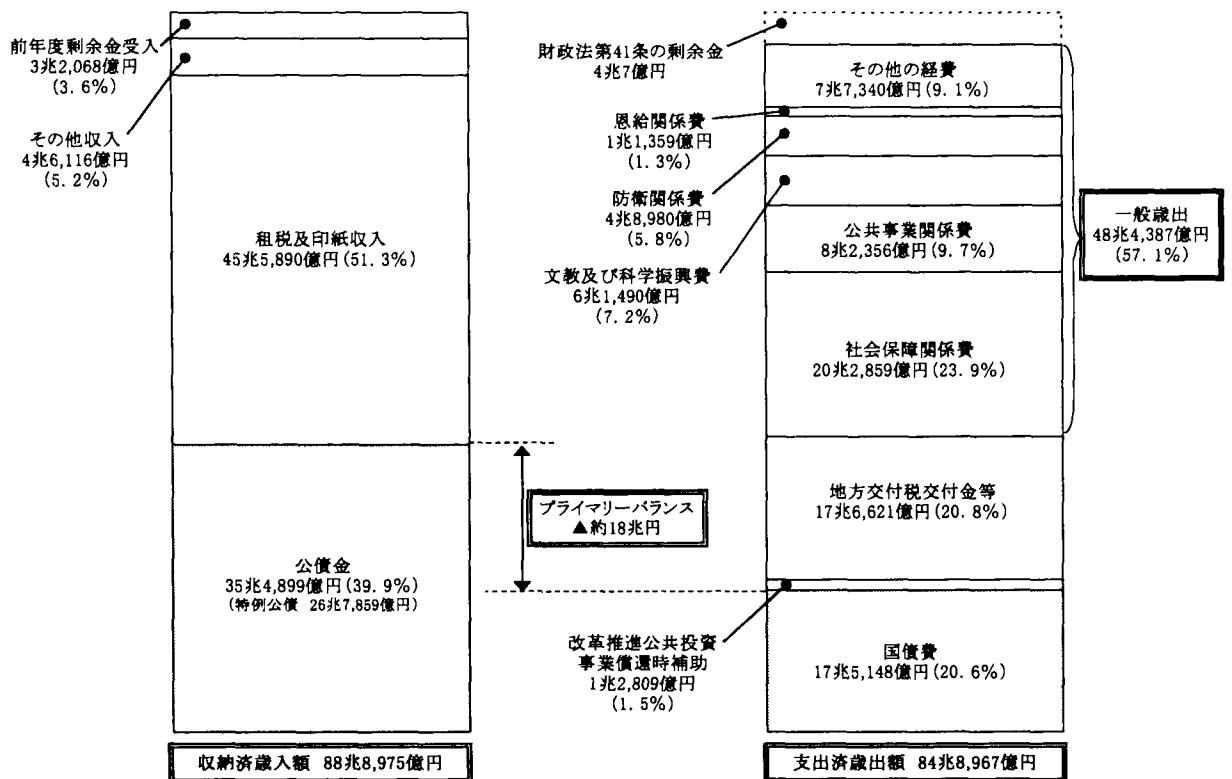
平成十六年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は88兆8,975億円、歳出決算額は84兆8,967億円であり、差引き4兆7億円の剩余を生じた。この剩余金は財政法第41条の規定により、平成十七年度一般会計歳入に繰り入れられた。平成十六年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は2兆2,566億円、不用額は1兆3,888億円、また、財政法第6条の純剩余金は1兆1,972億円である。

平成十六年度特別会計歳入歳出決算における31の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は419兆3,004億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は376兆329億円である。

平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は55兆7,731億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は55兆1,139億円であるため、差引き6,591億円の残余を生じた。

平成十六年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は5兆663億円、支出済額を合計した支出決算額は4兆5,629億円である。

〈平成十六年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) 財政法第41条の剩余金の内訳は、翌年度への繰越額2兆2,566億円、15年度までに発生した剩余金の使用残額523億円、地方交付税交付金等特定財源増4,945億円、財政法第6条の純剩余金1兆1,972億円である。

(資料)「平成16年度決算の説明」等より作成

平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書における16年度中の国有財産の差引純減少額は7兆16億円、16年度末現在額は95兆2,198億円である。

平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書における16年度中の国有財産の無償貸付の差引純增加額は500億円、16年度末現在額は1兆922億円である。

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成16年4月20日から17年3月22日までの間に使用を決定した金額は1,107億円で、その内訳は、①スマトラ沖大地震及びインド洋津波による被災国の救援等に必要な経費520億円、②河川等災害復旧事業等に必要な経費216億円などである。

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

特別会計予備費予算総額1兆7,362億円のうち、平成16年10月8日から17年3月17日までの間に使用を決定した金額は63億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費40億円、②同特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費13億円などである。

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

平成16年8月3日から17年3月29日までの間に決定した経費増額総額は1,963億円で、その内訳は、①特定国有財産整備特別会計における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額1,184億円、②道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額242億円などである。

(4) 委員会決議

— 平成16年度決算審査措置要求決議 —

内閣及び会計検査院は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 公務員の早期勧奨退職慣行の見直し等、公務員制度改革について

近年、旧道路公団が発注した鋼鉄製橋梁工事や防衛施設庁が発注した在日米軍施設関連工事をめぐり、発注者側の職員が談合に関与したとして逮捕された上、受注側企業の多くに国家公務員退職者が再就職している事実が明らかになるなど、国民の行政に対する信頼を失墜させる事態が相次いで生じており、本委員会においても再三にわたり取り上げられた。

このような事件が発生する背景には、単に国家公務員退職者の受注側企業への再就職だけではなく、現在の行政組織に存在する国家公務員の早期勧奨退職慣行のため、国家公務員法に規定される60歳の定年年齢前に退職する者は何らかの形で再就職せざるを得ないと構造的な問題がある。

政府は、国民の信頼を一日も早く回復するため、早期勧奨退職慣行の見直しを始め、公務員制度改革に取り組み、同時に、国家公務員が各自の能力を十分に発揮できる勤務環境を整えるべきである。

2 独立行政法人の業務運営等の見直しについて

本委員会は、平成13年4月に設立されたいわゆる先行独立行政法人の業務運営等について、会計検査院に対し会計検査を要請した。これに対する報告では、財務の状況に関して、運営費交付金の算定の際に自己収入を控除していないあるいは控除していてもその額が実績と乖離している法人があることや、随意契約の限度額が多くの法人で国の基準を上回り、

その理由が必ずしも合理的なものではない法人が見受けられることなどが報告されている。加えて、各法人の業務実績の状況に関し、国立オリンピック記念青少年総合センター等の研修施設法人において、宿泊施設の稼働率が必ずしも高い水準となっていなかつたり、利用者全体に占める主催事業参加者の割合が低くなっていたりしていることなども報告されている。

また、国の契約における随意契約の多さが問題視されている中で、独立行政法人国立病院機構では、駐車場管理やエレベーター保守点検の業務委託、食堂・売店の施設貸付けなどについて、旧国立病院出身者が数多く天下りをしている民間企業に集中して随意契約をしていることが明らかになった。

政府は、各独立行政法人に対し、会計検査院の報告内容を真摯に受け止めて改善を図るよう求めるとともに、制度本来の趣旨に沿った効率的な運営がなされているかとの観点から、厳格な評価をしていく必要がある。あわせて、独立行政法人制度において幾つかの問題が指摘されている状況を踏まえ、諸外国の例なども参考にしながら不斷の改善を図っていく必要がある。また、中期目標期間終了時の見直しに際しては、各法人の政策目的が適当かあるいはその使命が果たされているかといった観点からも評価を行い、積極的に組織の統廃合及び事務事業の見直しを行うべきである。

3 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の見直しの必要性について

公益法人の理事については、「所管官庁の出身者が占める割合は理事現在数の3分の1以下とすること」と、平成8年9月に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」において規定されている。しかしながら、現実には多くの公益法人において、所管官庁OBが占める割合が3分の1を大きく上回っている。

この背景には、平成8年12月に設けられた「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」がある。この運用指針は、「所管する官庁の出身者」について、①本省庁課長相当職以上を経験、②その者のいわゆる「親元省庁」が当該法人を所管する官庁、③退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任、という3つの要件をすべて満たす者と規定しており、そのため多くの所管官庁OBは「所管する官庁の出身者」に該当せず、結果的に閣議決定の趣旨がないがしろにされていることは問題である。

政府は、平成8年9月の閣議決定の考え方を遵守するよう、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」における「所管する官庁の出身者」の要件を見直すべきである。

4 少子化対策及び男女共同参画推進に関し一元的に決算状況を把握する必要性について

政府は、少子化対策及び男女共同参画推進の重要性にかんがみ、特命担当大臣及び担当部局を設置している。決算審査に当たり、これらの施策に関する関連経費の予算及び使用実績は必須の参考資料である。しかしながら、政府全体としての関連予算の取りまとめはなされるものの、使用実績は取りまとめられていない。このため、政府が重要施策として特命担当大臣まで設置しているにもかかわらず、国会の決算審査において充実した質疑を行うことができない状況となっている。

政府は、これらの特命担当大臣を置いている重要施策については、その調整機能を高め

て各府省の決算を取りまとめ、独自の評価を行い、国会に報告することを検討すべきである。

5 地方自治体、独立行政法人におけるＩＴシステムの見直しについて

中央省庁のレガシーシステムは、昨年来実施された刷新可能性調査等により予算の約4分の1に当たる950億円が削減できる見通しとなったが、地方自治体のＩＴ関係経費は電子自治体の推進などにより年間約4,300億円、また、独立行政法人のＩＴ関係経費も年間約3,000億円になると想われ、予算の効率的な使用が求められている。

しかし、これら地方自治体等のＩＴシステムの調達に関しては、類似の業務システムであっても初期構築費用及び運用・保守費用が市町村によって大きく異なっている問題や、運用・保守費用の硬直化が指摘されるレガシーシステムの問題、多額の経費をかけて構築したシステムに十分活用されていないものがある問題などが指摘されており、看過できない状況にある。

政府は、地方自治体及び独立行政法人に対して積極的に助言、指導を行い、ＩＴ調達の効率化による関係経費の抑制を進め、地方行財政運営の効率化や独立行政法人の運営費交付金の抑制につながるよう努めるべきである。

6 ＩＴ調達に係る契約の在り方について

会計法第29条の12は、電気等の供給や電気通信役務の提供に関する契約について、例外的に長期継続契約の締結を認めているが、政府は、36のレガシーシステムのうち10システムに関する業務について、電気通信役務に該当するとして長期継続契約によっている。

しかし、レガシーシステムに関する業務は、通常想定される電気通信役務とは異なるものであり、会計法上、長期継続契約が例外と位置付けられていることを踏まえれば、現在の運用については議論の余地がある。

政府は、会計法の原則に照らし、レガシーシステムに関する業務について長期継続契約を認めている現状の是非を検討し、当該業務に関する契約について会計法上の位置付けを明確にすべきである。

7 資金の使途に疑惑が持たれる事件に係るＯＤＡ案件の調査について

ベトナムにおける外国からのＯＤＡで実施されたインフラ整備事業等において、不適切な設計や施工が行われ、日本を含むＯＤＡ資金が遊興費等に流用されているのではないかとの疑惑が同国国民の間に生じているほか、一般プロジェクト無償資金協力に関する入札の落札率が極めて高い事態等が明らかになった。

政府は、近年の厳しい財政状況の中、ＯＤＡに対して国民の厳しい目が向けられていることを十分認識し、相手国政府の理解と協力を得て、時宜に適ったＯＤＡ案件の実施や費用の適正化等に努め、我が国ＯＤＡの一層の透明性向上、適正かつ効率的な執行に努力すべきである。また、ベトナムにおいて疑惑が生じているベトナム交通運輸局第18事業管理局（PMU18）が関係する我が国ＯＤＡ案件については、同国が我が国ＯＤＡの第3位の受取国となっている現状を踏まえ、捜査の動向を注視しつつ、入札手続や施工等が適切に実施されているか調査を実施し、その結果をインターネット等を通じて広く公開すべ

きである。

8 特別会計積立金の一層の活用方策の検討について

財政融資資金特別会計においては、将来の金利変動による逆ざやの発生の可能性に備え、毎年度、損益計算上利益を生じた場合には、金利変動準備金として整理することとしているが、昭和55年度より毎年黒字を計上し、逆ざやを生じたことはなく、近年、年間3兆円単位で積立金が増加している。18年度予算においては、同準備金より12兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高の圧縮に充てることとしている。

また、外国為替資金特別会計においては、将来の歳入不足の可能性に備え、為替介入で得たドルで米国債を購入するなどしてその利子収入を蓄えており、昭和56年度より剰余金の一部をほぼ毎年一般会計に繰り入れているものの、年間数千億円単位や、時には1兆円を超える額で積立金が増加している。

不測の事態に備えるこれら特別会計の積立金の意義は認められるものの、その適正規模については議論が分かれるところである。

さらに、多くの特別会計においては、一般会計から多額の繰入金を受け入れているが、いったん予算化されると執行残を出しながらも、一般会計に戻されることなく、そのまま特別会計において繰り越されている。

政府は、これら特別会計の積立金等について、その規模の妥当性につき国民が納得できるよう説明を行うとともに、規模が過大であると考えられる部分については、国債償還への充当や一般会計への繰入れを行い、その上で消費拡大策への利用なども念頭に、その活用方策を徹底的に検討すべきである。

9 分かりやすい政府会計への取組について

我が国の予算書及び決算書は、その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず、事業の評価をする上で支障が生じている。また、各歳出歳入の項目が、各年度において施策の内容が変化するなどにより、実態を把握しづらい状況にある。さらに、一般会計と特別会計ではコード番号の設定を含め、体系が異なることにより、一覧性に乏しいため、国の会計の全体把握が困難となっている。

政府は、予算書及び決算書について、その表示科目を見直し、政策単位での分析評価ができる仕組みとともに、予算・決算情報について、国民に一覧して分かりやすく親しみやすい情報開示に努めるべきである。また、ストックベースの財務状況等を明らかにする財務書類の整備を推進するとともに、速やかな情報開示に努めるべきである。

10 年金福祉施設等の整理合理化について

勤労者福祉施設については、独立行政法人雇用・能力開発機構において売却処分を進めてきたが、本年3月処分を終了した。その売却額は127億円余にとどまり、当該施設の建設費総額4,400億円余の約3パーセントに過ぎなかった。

また、年金福祉施設等の整理合理化については、厚生年金会館や健康管理センターなどの年金福祉施設等313施設の廃止・譲渡に係る業務が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に委ねられ、同機構は平成22年度までの5年間に廃止・譲渡を行うこととされ

ている。

当該年金福祉施設等に投入された保険料総額は、施設整備費、土地取得費を合わせて約1兆4,000億円に達するが、同機構に出資する施設の時価評価相当額は約2,600億円である。時価で見た場合と比較した損失は、約1兆1,000億円に上り、同機構に出資した施設が国有財産であった時の簿価（15年度末、約8,900億円）と比較しても約6,300億円の減額になったことは誠に遺憾である。

政府は、国民から預かった保険料を財源とする年金資金等に多大な損失を与えたことを重く受け止め、施設の売却に当たっては、損失の最小化のため最大限努力すべきである。

さらに、年金福祉施設等の整理合理化に伴い、当該施設の運営等を委託されている公益法人等については、廃止・統合を含めた抜本的な見直しを速やかに進めるべきである。

11 会計検査院の独立性の確保及び随意契約の見直しについて

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する機関であり、予算が適切かつ有效地に執行されたかどうかを検査する重要な役割を担っている。厳正かつ公正な検査を行うため、会計検査院は、検査対象機関の模範となるよう自らを厳しく律しなければならない。

近年、会計検査院について、退職した職員の検査対象法人等への再就職、元職員が役職員の多くを占める財団法人との随意契約による業務委託、随意契約の件数が多いことなどが、厳正かつ公正な検査に疑惑を生じかねないものであると指摘されている。

会計検査院は、一層の独立性を確保するため、早期勧奨退職や再就職などを含めた職員の処遇について再検討するとともに、自らの随意契約については、契約の透明性、公正性の確保の見地から、率先して見直しを行うべきである。